

香美市審議会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、審議会等を公開することにより、市民に審議状況を明らかにし、市民の市政に関する理解と信頼を深め、市民参画と協働のまちづくりを一層推進することを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、次の通りとする。

- (1) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関。
- (2) 市の事務又は事業について審査、研究等を行うため規則、要綱等により設置された附属機関に準ずるもの。

3 公開基準

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 会議において、香美市情報公開条例第6条に規定する情報に該当する事項について審議会等を行う場合。
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合。

4 公開または非公開の決定

- 1、会議の公開又は非公開は、3の公開基準に基づき当該審議会等が決定するものとする。
- 2、審議会等が会議を非公開とした場合は、その理由を明らかにしなければならない。

5 会議開催の周知

審議会等は、会議を開催するにあたり、原則として当該会議の1週間前までに、香美市ホームページに次の事項を掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催しなければならないとき等やむを得ない場合は、この限りではない。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴者の定員
- (6) 傍聴手続き
- (7) 公開、非公開の掲載
- (8) 問い合わせ先
- (9) その他必要な事項

6 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。
- (2) 審議会等は、公開する会議において傍聴を認めるものの定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けなければならない。
- (3) 審議会等は、会議を公開するにあたっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に関する手続き等を定めるとともに、傍聴者に傍聴に係る注意事項を記載した書面を配付する等、傍聴者に当該注意事項を周知し、当該会議の開催中における会議の秩序の維持に努めなければならない。

7 会議結果の公表

審議会等は会議の要旨を作成し、会議開催後、概ね1月以内に、市のホームページに掲載する方法で公表するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

8 その他

- (1) 審議会等が行う会議についての問い合わせ等については、当該審議会等の所管部署において、適切に対応するものとする。
- (2) この指針の運用にあたって必要な事項は、別に定める。

9 適用期間

この指針は、平成30年4月1日以降に開催される審議会等の会議に適用する。